

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童手当支給事由消滅処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して令和 3 年 2 月 1 6 日付けで行った児童手当法（以下「法」という。）による児童手当支給事由消滅処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、本件処分の違法、不当を主張している。

請求人は、妻及び娘と別居中であり、妻が娘を連れ去り、現在妻が娘を監護している状況である。しかし現在離婚はしておらず婚姻中なので、請求人は娘の親権、監護権を有している。また、令和 3 年 3 月 2 3 日に面会をする。

本件手当の消滅日は〇〇区役所へ本件消滅届を提出した令和 3 年 1 月 2 2 日である。支給事由消滅とされた後の期間も引き続き娘の監護をしていた為、遡っての本件処分の取消を求める。

また、消滅日を令和2年2月26日に遡っているが、〇〇区の事実の把握、並びに、東京都が受給に関する事実を知っていたにも関わらず、受給資格取消、通知をしなかったのは、制度上の瑕疵があり、請求人は瑕疵についての責任を負う必要はない。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和4年6月21日	諮問
令和4年8月22日	審議（第69回第3部会）
令和4年9月26日	審議（第70回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法4条1項1号によれば、児童手当（以下「手当」という。）の支給要件について、手当は、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であって、日本国内に住所を有するものに支給すると規定されている。

法8条2項によれば、手当の支給は、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わるとされている。

規則7条1項によれば、手当の受給者は、手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、速やかに、市町村長（特別区の区長

を含む。以下同じ。)に(児童手当・特例給付)受給事由消滅届を提出しなければならないとされている。

そして、規則10条によれば、市町村長は、手当の受給資格についての処分を行ったときは、文書で、その内容を手当の受給者に通知しなければならないとされている。

(2) 「市町村における児童手当関係事務処理について」(平成27年12月18日付府子本第430号内閣府子ども・子育て本部統括官通知)別添の「児童手当市町村事務処理ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)22条によれば、受給事由消滅届の提出がない場合においても、公簿等によって手当の支給事由が消滅したものと確認したときは、職権により支給事由消滅についての処理をすることができるとされている。

(3) そして、「児童虐待・DV事例における児童手当関係事務処理について」(平成24年3月31日付雇児発0331第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「事務処理通知」という。)第二・1によれば、市町村は、配偶者から暴力を受けたと訴えている者(以下「申請者」という。)について、「現に申請者が専属的に児童の監護を行っており、かつ生計同一である場合」等には、申請者の配偶者(以下「配偶者」という。)は手当の支給要件に該当しないものと判断できることから、配偶者に対して、ガイドライン22条に基づき職権による手当の支給事由消滅の処理を行うこととされている。

なお、事務処理通知第二・2によれば、上記の場合、①申請者の新住所地の市町村は、この旨確認できる書類を都道府県へ送付すること、②①の通知を受けた都道府県は、配偶者の住所地の都道府県に対してこの旨通知すること、③②の通知を受けた配偶者の住所地の都道府県は、配偶者の住所地の市町村に対し、ガイドライン22条に基づき、職権により児童手当等の支給事由消滅

の処理を行うよう通知すること、④③の通知を受けた配偶者の住所地の市町村は、ガイドライン22条に基づき職権により児童手当等の支給事由消滅の処理を行うこととされている。

(4) なお、ガイドライン及び事務処理通知は、いずれも、地方自治法245条の4に規定する技術的な助言である。

2 これを本件についてみると、処分庁は、請求人から本件消滅届の提出があった後に東京都から本件通知の送付を受けており、本件通知には、「申請者」欄には「〇〇」、「申請者により監護されている児童の氏名」欄には「〇〇」、「配偶者」欄に請求人の氏名及び住所が記載され、配偶者が監護又は生計要件を満たさないと客観的事実に基づき判断できる場合に該当した日について、「令和2年2月26日」、そして、備考欄に「施設入所日 令和2年2月26日」と記載されていることが認められる。

そうすると、本件は、事務処理通知において、ガイドライン22条に基づき、職権による児童手当等の支給事由消滅の処理を配偶者（請求人）に対して行うべき具体的事例として挙げられている、現に申請者が「専属的に児童の監護を行っており、かつ生計同一である場合」に該当するものと認められる（1・(2)及び(3)）。

したがって、本件通知を受けた処分庁が、請求人については本件手当の支給事由が消滅したものと判断し、支給事由が消滅した日を本件通知に基づき「令和2年2月26日」として、職権で本件手当の支給事由消滅処理を行った本件処分は、上記1の法、規則及びガイドライン等に基づいてなされた適法かつ妥当なものであると認められ、これを違法又は不当ということはできない。

3 請求人の主張について

(1) 請求人は、上記（第3）のとおり、本件手当の消滅日は、請求人が本件消滅届を提出した令和3年1月22日であり、遡って本件手当の支給事由が消滅したとされた後の期間も娘の親権、監

護権を有しており、娘の監護をしていたとして、本件処分が違法・不当である旨主張する。

しかし、請求人について令和2年2月26日付けで本件手当の支給事由が消滅したと認められること及び本件処分が適法かつ妥当なものであることは、上記2のとおりである。

- (2) また、請求人は、〇〇区及び東京都が受給に関する事実を知っていたにもかかわらず、本件手当の支給事由消滅日を令和2年2月26日に遡って行ったことは制度上の瑕疵であり、請求人は瑕疵についての責任を負う必要はない旨主張する。

しかし、本件通知の日付（令和3年2月4日）からすれば、処分庁が本件処分に係る受給に関する事実を知ったのは同日以降であると解され、本件通知を確認した後、処分庁が本件手当の支給事由消滅年月日を令和2年2月26日として行った本件処分は、上記1の法令等に則ったものである。また、東京都からの本件通知が令和3年2月4日付けで行われたことは、本件処分の効力に影響を及ぼすものではない。

- (3) したがって、請求人の主張には理由がないというほかはない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

羽根一成、加々美光子、青木淳一